

# 平成 25 年度事業計画

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

## I 債務保証事業 (公1)

1. 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図る。
2. 民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部専門家を活用して
  - ①経営及び事業収支性調査、②技術調査、③社会・公共性及び市場調査を実施し、
    - ア. 事業収支計画・返済財源の妥当性
    - イ. 投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢など、十分な審査を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
3. 既往債務保証先については、営業報告書の分析チェックと計画的に実施するフォロー訪問調査の結果を踏まえて、債権分類の見直しを行い債権管理の徹底を図る。  
なお、フォロー訪問調査には、必要に応じて外部専門家に参加を依頼する。

## II 助成事業 (公2)

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発や技術開発による起業化など、新規事業に努力している産業廃棄物処理業者及び「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に係る認定研究開発事業者に対して、技術開発及び処理技術研究開発による起業化並びに高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置などに必要な資金を助成する。

## III 振興事業 (公3)

1. 産業廃棄物処理業優良化推進事業  
平成23年度より始まった「優良産廃処理業者認定制度」について、引き続き、優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう、全国的普及に注力する。  
情報開示システムを用いた情報公開の普及を図り、優良認定を目指す処理業者を支援するとともに、排出事業者等が情報内容をより円滑に把握し、処理を委託する業者の選定が容易になるようにシステムの改善や啓発活動等に努める。

また、本事業の実施に当たっては、引き続き（公社）全国産業廃棄物連合会、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターとの連携並びに（一社）日本経済団体連合会等との協力により推進する。

## 2. 人材開発事業

昨年度に引続き、産業廃棄物処理業の経営者並びに管理者層を対象に「産業廃棄物処理業経営塾」を開講し、次代の産業廃棄物処理業・資源循環業の中核的担い手となるべき人材の育成に努める。

## 3. 産業廃棄物処理関連調査

公共関与による施設整備の確保方策等についての調査検討及び産業廃棄物の適正管理に関する調査検討等、産業廃棄物の処理の推進に関連する調査検討を行う。

### ・水銀廃棄物の適正管理に関する検討業務

水銀条約締結に向けて、環境上適正に管理するための課題を幅広く洗い出し整理するとともに、水銀含有廃棄物の回収率を向上するための方策を検討する。

また、長期に安全に保管するための体制等、我が国における水銀廃棄物の回収・処分・保管等に向けて、関連する情報や知見の収集・検討等を行う。

# IV 適正処理推進事業（公4）

## 1. 不法投棄等産業廃棄物適正処理推進等事業

### （1）廃棄物処理法に基づく産業廃棄物不法投棄等の支障除去等支援業務

#### （3／4支援事業）

平成9年改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、その撤去等支障除去措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界等からの拠出金で造成）により協力をを行う。

また、平成25年度から27年度の産業界からの新しい基金の拠出スキームの実施に当たって、環境省と連携し、適正処理推進センター業務の円滑な事業の継続を図る。

### （2）産廃特措法に基づく産業廃棄物特定支障除去等支援業務

#### （産廃特措法支援事業）

平成9年改正廃棄物処理法の施行日前（平成10年6月16日以前）に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（「産廃特措法」）」に規定する特定支障除去等事業

を実施する都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助で造成）により必要な協力を行うとともに、起債事業についても必要な協力を行う。

なお、産廃特措法が平成25年度から34年度まで10年間延長されたことから、その間の対応について、環境省と協議のうえ事業の円滑な推進を図る。

### （3）不法投棄防止対策等推進事業

#### 1）不法投棄未然防止対策業務

不法投棄未然防止対策等の検討及び事業者の自主的な活動に資するため事業者等に対する助言、指導、情報の提供を行う。

#### 2）不法投棄等事案対応支援業務

都道府県等からの要請により、具体的不法投棄等事案への対応に関し、法律・企業会計・対策工法等の専門家から成るチームを編成して適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行う。

#### 3）不法投棄防止セミナー支援業務

環境省の各地方環境事務所が開催する都道府県等担当職員向けの不法投棄防止セミナー等について支援する。

#### 4）循環型社会形成推進科学研究費補助金等による支障除去方法等の研究

評価方法が確立されていない不法投棄等の堆積廃棄物層の力学特性や環境特性について、学識経験者等と共同で研究する。

#### 5）汚染土壌の適正運搬、処理推進等調査業務

工場跡地や建設現場から搬出される汚染土壌について、不適切な処理が顕在化してきているなかで、汚染土壌に関する適切な運搬、処理、再生利用等の方策やその徹底方法等について調査する。

#### 6）適正処理推進支援業務

- ア．事業者向けの啓発活動として、産業廃棄物に関する実態や行政施策等に関する小冊子を頒布する。
- イ．汚染土壌の適切な処理の推進のため、運搬事業者等に向けて法制度等に関する講習等を実施する。
- ウ．産業廃棄物の適正処理推進上のボトルネックになっていることが指摘されている末端の建設従事者を主な対象とした建設副産物の適正処理・リサイクルの徹底に向けた講習等を実施する。

## 2. PCB等有害廃棄物適正処理推進事業

### （1）PCB関連調査業務

環境省等政府機関が調達するPCB関連調査委託業務等につき、積極的に受注を図る。今年度の調達案件としては、以下のような調査業務を予定している。

#### 1）PCB廃棄物処理技術の評価及び基準化

申請されたPCB廃棄物の新たな処理技術について、原理・安全性及び実

用性の観点から評価し、評価書を作成する。また、評価を終了した技術について必要に応じ基準化等の検討を行う。

2) 低濃度PCB廃棄物の適正かつ効率的な処理方策等に関する調査

低濃度PCB廃棄物の処理技術等に関する実態把握調査を行い、処理に必要な手順や課題等を取りまとめ、処理促進に資するための検討を行う。検討後の処理方法については実証試験を実施する。実証試験等を通じて得られた知見を現行の処理ガイドラインに反映して改訂する。

3) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る施設の評価

低濃度PCB廃棄物に係る無害化処理認定の申請を行おうとする施設等について、申請に係る事前相談、基準適合性評価、現地調査等を技術的な観点から行う。併せて、無害化処理認定申請の評価に係る留意事項等を整理する。

4) PCB廃棄物の適正保管及び早期処理に関する調査

PCB廃棄物の保管状況の実態を調査し、保管事業者に対する適正な保管・処分に係るさらなる周知・指導の実施について検討を行うことを目的に、適正な保管方法に関する普及啓発資料の作成、漏洩防止のための補修方法の検討、未届出者の掘り起こし・登録促進施策の検討、収集運搬ガイドラインの改定に向けた検討を行う。

(2) 日本環境安全事業(株) PCB処理施設関連支援業務

日本環境安全事業(株)の以下のような業務につき、引き続きその支援に取り組む。

1) PCB廃棄物処理事業検討委員会関連業務

日本環境安全事業(株)が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

2) 操業改善等検討支援業務

日本環境安全事業(株)各事業所における操業改善・処理効率化等の検討に関する技術支援を行う。

3) 処理困難機器等対応検討支援業務

日本環境安全事業(株)における超大型機器・漏洩機器等の処理困難な機器の処理の推進に関する技術検討支援を行う。

4) 現場抜油技術検討支援業務

日本環境安全事業(株)における処理効率化に向け、保管場所での現場抜油技術に関する技術検討支援を行う。

(3) PCB廃棄物適正保管支援業務

PCB廃棄物の保管者に対して、保管物の判別(PCB、微量PCB、非PCB)並びに漏洩物等についての応急対策等の支援業務を行い、PCB廃棄物の適正保管を支援する。

(4) 有害廃棄物処理技術に関する調査検討業務

- ・ アスベスト廃棄物無害化処理認定審査等支援業務  
アスベスト廃棄物について、無害化処理認定申請の審査及び各種無害化処理技術の基準化等の検討を行う。

### 3. 災害廃棄物の適正処理検討等業務

東日本大震災によって生じた災害廃棄物については、引き続き被災地域におけるPCB廃棄物の実態把握及び関係区市に対する技術的助言、石綿廃棄物の適正処理の普及周知等を行う。また、原子力発電所の事故により発生した放射性物質に汚染された廃棄物等の中間貯蔵事業の安全かつ円滑な遂行に必要となる、中間貯蔵施設の建設及び管理等における安全性評価、建設管理、工程管理、安全管理等の事項について検討支援を行う予定である。

## V その他関連業務

### 1. 産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催（公1・公2・公3・公4）

本財団、（公社）全国産業廃棄物連合会及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センター共催による第12回全国大会を開催する。

### 2. 廃棄物処理センター等全国担当者会議の開催（公1・公2・公3・公4）

不法投棄等支障除去、産業廃棄物処理業優良化推進事業、低濃度PCB廃棄物処理の取り組みの事例発表及び廃棄物処理センター等の整備促進に係る情報交換のため、全国の産業廃棄物行政担当者による会議を開催する。

### 3. 情報提供業務

#### （1）ウェブサイト「産廃情報ネット」の運用（公1・公2・公3・公4・法人）

産業廃棄物に関する総合サイトとして立ち上げた「産廃情報ネット」を運営し、排出事業者及び処理業者に役立つ情報を発信するとともに、情報システムの運用管理に努め、システムの安定性・信頼性の向上を図るため、システム改善やソフトウェア等の導入を行う。

#### （2）産廃振興財団NEWSの発行（法人）

産業廃棄物に関するニュース、行政情報や技術情報等に関する特集、トピックス等を掲載した機関誌「産廃振興財団NEWS」を年4回発行する。